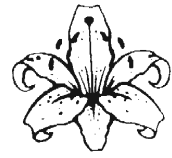


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 6 月 28 日 (火曜日)

定期 第 320 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三八〇円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ	(県土整備・砂防課)	337
○規則		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定(県土整備・砂防課)	337
○告示		○教育委員会規則	
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境農政・大気水質課)	335	教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則等の一部を改正する規則(教委・教職員企画課)	338
○告示		免許状更新講習の受講に関する規則を廃止する規則(教委・教職員企画課)	339
二等陸士自衛官等の募集期間(くらし安全防災・総務室)	335	○教育委員会教育長訓令	
二等陸士自衛官等の採用試験の試験期日等(くらし安全防災・総務室)	336	許認可等事務の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程(教委・行政課)	340
救急病院等の認定の一部改正(健康医療・医療課)	336	○公告	
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定(健康医療・薬務課)	336	開発行為に関する工事の完了(厚木土木事務所)	340
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除	336	収用の裁決手続の開始決定(収用委員会)	340

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム(URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

規 則											
<p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>令和 4 年 6 月 28 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>神奈川県規則第49号</p> <p style="text-align: center;">神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則</p> <p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成14年神奈川県規則第43号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第7項中「令和元年7月1日から令和4年6月30日までの間は」を「当分の間」に改める。</p> <p>附則別表ほう素及びその化合物の項中</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>電気めっき業(乙水域に排水を排出するものに限る。)</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td>温泉を利用する事業所</td> <td style="text-align: center;">500</td> </tr> </table> <p>」を</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>温泉を利用する事業所</td> <td style="text-align: center;">300</td> </tr> </table> <p>」に</p> <p>改め、同表ふつ素及びその化合物の項中</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>電気めっき業(乙水域に排水を排出するものに限る。)</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>昭和49年12月1日において現に湧出している温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させ</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> </table> <p>」に</p>	電気めっき業(乙水域に排水を排出するものに限る。)	30	温泉を利用する事業所	500	温泉を利用する事業所	300	電気めっき業(乙水域に排水を排出するものに限る。)	15	昭和49年12月1日において現に湧出している温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させ	30	<p>たものを除く。以下同じ。)を除く。)を利用する事業所 30 を</p> <p>」</p> <p>昭和49年12月1日において現に湧出している温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。)を除く。)を利用する事業所 30 に</p> <p>」</p> <p>改め、同表中備考1を削り、備考2を備考とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和4年7月1日から施行する。</p>
電気めっき業(乙水域に排水を排出するものに限る。)	30										
温泉を利用する事業所	500										
温泉を利用する事業所	300										
電気めっき業(乙水域に排水を排出するものに限る。)	15										
昭和49年12月1日において現に湧出している温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させ	30										
告 示											
<p style="text-align: center;">神奈川県告示第287号</p> <p>二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の令和4年度における募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定により告示する。</p> <p style="text-align: center;">令和 4 年 6 月 28 日</p> <p style="text-align: right;">神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 二等陸士、二等海士及び二等空士のうち一般曹候補生として採用する自衛官</p> <p style="text-align: center;">令和 4 年 7 月 1 日から同年 9 月 5 日まで</p> <p>2 二等海士及び二等空士のうち航空学生として採用する自衛官</p> <p style="text-align: center;">令和 4 年 7 月 1 日から同年 9 月 8 日まで</p>											

この公報は再生紙を使用しています

3 自衛官候補生
 通年

神奈川県告示第288号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定により、二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の令和4年度における採用試験の応募資格、試験期日等を次のとおり定めた。

令和4年6月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 応募資格

(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たしていること。

ア 一般曹候補生

採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者（32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者）であること。

イ 航空学生

令和5年4月1日現在、海上自衛隊にあつては18歳以上23歳未満の者、航空自衛隊にあつては18歳以上21歳未満の者で、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者（令和5年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。）

(イ) (ア)に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（令和5年3月末日までに、これに該当する見込みのある者を含む。）

(ウ) 高等専門学校の第3学年の課程を修了した者（令和5年3月末日までに、修了する見込みの者を含む。）

ウ 自衛官候補生

採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者（32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者）であること。

(2) 次のいずれにも ((1)イの区分にあつては、次のアからエまでに) 該当しない者であること。

ア 日本国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定により心身耗弱以外を原因とする準禁治産の宣告を受けている者

2 志願手続

市役所、区役所、町役場、村役場又は自衛隊神奈川地方協力本部（電話（045）662-9429）で志願手続について案内する。

3 試験期日、試験場等

募集種目	試験種目	試験期日	試験場
一般曹候補生	筆記試験 適性検査	令和4年9月17日(土) 令和4年9月18日(日)	次のいずれかの試験場を受験者が選択することができる。ただし、試験場の定員を超えた場合又は試験場を選択しなかった場合は、いずれかの試験場を神奈川県知事が指定する。岩崎学園（横浜市神奈川区鶴屋町2-17） 日本体育大学（横浜市青葉区鴨志田町1,221の1）
航空学生	筆記試験 適性検査	令和4年9月19日(月)	海上自衛隊横須賀教育隊（横須賀市御幸浜4の1）
自衛官候補生	筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	令和4年7月16日(土) 令和4年7月17日(日) 令和4年8月20日(土) 令和4年8月21日(日) 令和4年9月10日(土) 令和4年9月11日(日) 令和4年9月24日(土) 令和4年9月25日(日) 令和4年11月3日(木) 令和4年12月3日(土) 令和4年12月4日(日) 令和4年12月10日(土) 令和4年12月11日(日) 令和5年1月21日(土) 令和5年1月22日(日) 令和5年1月29日(日) 令和5年2月25日(土) 令和5年2月26日(日) 令和5年3月4日(土) 令和5年3月5日(日)	次のいずれかの試験場を神奈川県知事が指定する。神奈川地方協力本部（横浜市中区山下町253の2） 陸上自衛隊久里浜駐屯地（横須賀市久比里2-1の1） 海上自衛隊横須賀教育隊（横須賀市御幸浜4の1） 海上自衛隊船越基地（横須賀市船越町7-73）

神奈川県告示第289号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表磯子中央病院の項を削り、同表に次のように加える。

磯子中央病院	横浜市磯子区磯子2-20の45	令和4年6月28日から 令和7年6月27日まで
--------	-----------------	----------------------------

神奈川県告示第290号

神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）第10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和4年6月29日から施行する。

令和4年6月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2-(エチルアミノ)-2-(3-メチルフェニル)シクロヘキササン-1-オン及びその塩類(通称名 DMXE、Deoxymethoxetamine)
- (2) 化学名 N,N-ジエチル-2-[[5-ニトロ-2-(4-プロポキシフェニル)メチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]エタナミン及びその塩類(通称名 Prototonitazene)
- (3) 化学名 1-(シクロブチルメチル)-N-(2-フェニル

ルプロパン-2-イル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類(通称名 CUMYL-CBMICA)

2 指定の理由

1の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

神奈川県告示第291号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和4年6月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
野川12	川崎市宮前区野川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	野川12	川崎市宮前区野川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
野川14	川崎市宮前区野川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	野川14	川崎市宮前区野川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
東有馬4丁目1	川崎市宮前区東有馬4丁目及び横浜市都筑区北山田6丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	東有馬4丁目1	川崎市宮前区東有馬4丁目及び横浜市都筑区北山田6丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
長尾2丁目1	川崎市多摩区长尾2丁目及び宿河原2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	長尾2丁目1	川崎市多摩区长尾2丁目及び宿河原2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
長尾2丁目2	川崎市多摩区长尾2丁目及び長尾1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	長尾2丁目2	川崎市多摩区长尾2丁目及び長尾1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
長沢1丁目2	川崎市多摩区长沢1丁目及び長沢2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	長沢1丁目2	川崎市多摩区长沢1丁目及び長沢2丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
王禅寺東1丁目1	川崎市麻生区王禅寺東1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	王禅寺東1丁目1	川崎市麻生区王禅寺東1丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターにおいて一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第292号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年6月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
野川12	川崎市宮前区野川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	野川12	川崎市宮前区野川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
野川14	川崎市宮前区野川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	野川14	川崎市宮前区野川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
長尾2丁目	川崎市多摩区长尾2丁目及び	急傾斜地の崩壊	長尾2丁目	川崎市多摩区长尾2丁目及び	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

目 1	び宿河原 2 丁目のうち、次の図に示す区域		目 1	び宿河原 2 丁目のうち、次の図に示す区域		り
長尾 2 丁目 2	川崎市多摩区長尾 2 丁目及び長尾 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	長尾 2 丁目 2	川崎市多摩区長尾 2 丁目及び長尾 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
長沢 1 丁目 2	川崎市多摩区长沢 1 丁目及び長沢 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	長沢 1 丁目 2	川崎市多摩区长沢 1 丁目及び長沢 2 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
王禅寺東 1 丁目 1	川崎市麻生区王禅寺東 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	王禅寺東 1 丁目 1	川崎市麻生区王禅寺東 1 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターにおいて一般の縦覧に供する。）

教育委員会規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 6 月 28 日

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

神奈川県教育委員会規則第 9 号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則等の一部を改正する規則

（教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正）

第 1 条 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和 44 年神奈川県教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第 2 条第 2 項第 3 号中「原本」の次に「（教育職員免許法施行規則等の一部を改正する等の省令（令和 4 年文部科学省令第 22 号。以下「令和 4 年改正省令」という。）第 1 条による改正前の免許法施行規則第 61 条の 10 又は令和 4 年改正省令第 4 条による改正前の教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）附則第 15 条の規定による証明書（以下「更新等証明書」という。）の発行を受けた場合は、当該証明書の写しを含む。また、新教育領域の追加の定めを受けようとする免許状が効力を有することを判断するために、有する他の免許状を必要とする場合は、当該免許状の写しを含む。）」を加え、同項第 9 号中「普通免許状」を「免許法第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける者であつて、普通免許状」に改め、「（改正省令附則第 15 条の規定による証明書の発行を受けた場合は、当該証明書）」を削り、同項第 10 号を削り、同項第 11 号を同項第 10 号とする。

第 3 条中「第 16 条の 2 第 1 項及び第 2 項（免許法第 16 条の 3 第 3 項、第 16 条の 4 第 4 項及び第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。第 4 号において同じ。）」を「第 16 条第 1 項」に、「並びに第 17 条第 1 項」を「及び第 17 条」に、「第 16 条の 2 第 1 項に」を「第 16 条第 1 項に」に改め、同条第 3 号中「（改正省令附則第 15 条の規定による証明書の発行を受けた場合は、当該証明書）」を削り、同条第 4 号を削る。

第 3 条の 2 第 5 号中「（改正省令附則第 15 条の規定による証明

書の発行を受けた場合は、当該証明書）」を削り、同条第 6 号を削る。

第 4 条第 2 項第 1 号中「免許法施行規則第 61 条の 10 又は改正省令附則第 15 条の規定による証明書」を「更新等証明書」に改め、「当該証明書」の次に「の写し」を加え、同項第 13 号を次のように改める。

(13) 普通免許状又は特別免許状を有する者にあつては、当該免許状の写し又は授与証明書

第 5 条第 1 項第 8 号中「（改正省令附則第 15 条の規定による証明書の発行を受けた場合は、当該証明書）」を削る。

第 6 条第 3 号中「免許法施行規則第 61 条の 10 又は改正省令附則第 15 条の規定による証明書」を「更新等証明書」に改め、「当該証明書」の次に「の写し」を加え、同条第 10 号中「（改正省令附則第 15 条の規定による証明書の発行を受けた場合は、当該証明書）」を削り、同条第 11 号を削る。

第 6 条の 2 第 9 号中「（改正省令附則第 15 条の規定による証明書の発行を受けた場合は、当該証明書）」を削る。

第 7 条第 1 項第 8 号中「（改正省令附則第 15 条の規定による証明書の発行を受けた場合は、当該証明書）」を削り、同項第 9 号を削る。

第 7 条の 2 第 2 項第 6 号中「（改正省令附則第 15 条の規定による証明書の発行を受けた場合は、当該証明書）」を削る。

第 8 条第 2 項第 1 号中「第 5 条第 6 項」を「第 5 条第 5 項」に改める。

第 9 条中「及び第 9 号」を削る。

第 9 条の 2 第 1 項中「免許法施行規則第 61 条の 10 又は改正省令附則第 15 条の規定による証明書」を「更新等証明書」に改め、「当該証明書」の次に「の写しを含む。また、新教育領域の追加の定めを受けようとする免許状が効力を有することを判断するために、有する他の免許状を必要とする場合は、当該免許状の写し」を加え、同条第 2 項中「免許法施行規則第 61 条の 10 又は改正省令附則第 15 条の規定による証明書」を「更新等証明書」に改め、「当該証明書」の次に「の写しを含む。また、新教育領域の追加の定めを受けようとする免許状が効力を有することを判断するために、有する他の免許状を必要とする場合は、当該免許状の写し」を加える。

第 10 条の 2 から第 10 条の 8 までを削る。

第 10 条の 9 中「（第 14 号様式の 10）」を「（第 14 号様式の 2）」

に改め、同条を第10条の2とする。

第12条中「受けようとする免許状」の次に「の原本（更新等証明書の発行を受けた場合は、当該証明書の写しを含む。また、書換えを受けようとする免許状が効力を有することを判断するために、有する他の免許状を必要とする場合は、当該免許状の写しを含む。）」を加える。

第13条中「その免許状」の次に「の原本（更新等証明書の発行を受けた場合は、当該証明書の写しを含む。また、再交付を受けようとする免許状が効力を有することを判断するために、有する他の免許状を必要とする場合は、当該免許状の写しを含む。）」を加え、「事実」を「免許状が効力を有することを証明する書類（更新等証明書の発行を受けた場合は、当該証明書の写しをいう。また、再交付を受けようとする免許状が効力を有することを判断するために、有する他の免許状を必要とする場合は、当該免許状の写しをいう。）に紛失、盗難、焼失等の事実」に改める。

第13条の2中「第5条第5項」を「第5条第4項」に改める。

第17条第1項中「第10条の9」を「第10条の2」に改める。

別表第1第10項中「附則第38項及び第39項」を「附則第35項及び第36項」に改める。

別表第4中「第5条第1項及び第2項」を「第5条第1項」に、「第16条の2第1項及び第2項（第16条の3第3項、第16条の4第4項及び第17条第2項において準用する場合を含む。）」を「第16条第1項」に、「第16条の4第3項、第17条第1項」を「第16条の4第3項、第17条」に、「第5条第3項」を「第5条第2項」に、「第5条第6項、第5条の2第3項、第17条第1項」を「第5条第5項、第5条の2第3項、第17条」に改め、「及び第4項」を削り、

- 6 免許法第9条の2第1項の規定により免許状の有効期間を更新すること。
- 7 免許法第9条の2第5項の規定により免許状の有効期間を延長すること。
- 8 免許法第9条の4第1項の規定により免許状の有効期間を更新し、又は延長した旨を通知すること。
- 9 免許法第13条第1項の規定により免許状の失効又は取上げについて公告し、又は通知すること。
- 10 免許法第15条の規定により免許状の書換え又は再交付を行うこと。
- 11 施行法第1条第3項の規定により免許状の交付を行うこと。
- 12 免許法附則第2項の規定により免許教科外教科の教授を担任することを許可すること。
- 13 平成19年改正法附則第2条第2項の規定により更新講習修了確認を行うこと。
- 14 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の規定により免許状更新講習の課程を修了した後改正省令附則第6条第1項に規定する期間内にあることを確認すること。
- 15 平成19年改正法附則第2条第4項の規定により修了確認期限を延期すること。

- 16 平成19年改正法附則第2条第5項括弧書の規定により免許状更新講習の受講の免除を認定すること。
- 17 平成19年改正法附則第2条第8項の規定により、更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行ったとき又は同条第5項の規定により免許状が失効したときは、その旨を通知すること。
- 18 第18条の規定により免許状の授与又は交付の証明を行うこと。
- 19 特例条例第2条の表1の項の規定により、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市から県教育委員会に送付された書類並びに第17条第2項の規定により教育長に送付された書類を受理すること。

- 6 免許法第13条第1項の規定により免許状の失効又は取上げについて公告し、又は通知すること。
- 7 免許法第15条の規定により免許状の書換え又は再交付を行うこと。
- 8 施行法第1条第3項の規定により免許状の交付を行うこと。
- 9 免許法附則第2項の規定により免許教科外教科の教授を担任することを許可すること。
- 10 第18条の規定により免許状の授与又は交付の証明を行うこと。
- 11 特例条例第2条の表1の項の規定により、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市から県教育委員会に送付された書類並びに第17条第2項の規定により教育長に送付された書類を受理すること。

改める。

第14号様式の2から第14号様式の9までを削り、第14号様式の10中「(第10条の9関係)」を「(第10条の2関係)」に改め、同様式を第14号様式の2とする。

第17号様式の2中「~~（第10条の9関係）~~」を削る。

（教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則（平成16年神奈川県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項第1号中「(規則第3号様式)」を削り、「当該証明書」の次に「の写し」を加える。

附則第4項第5号中「(平成20年改正省令附則第15条の規定による証明書の発行を受けた場合は、当該証明書)」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

免許状更新講習の受講に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 4 年 6 月 28 日

神奈川県教育委員会
教育長 花 田 忠 雄

神奈川県教育委員会規則第10号

免許状更新講習の受講に関する規則を廃止する規則

免許状更新講習の受講に関する規則（平成21年神奈川県教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

教育委員会教育長訓令

神奈川県教育委員会教育長訓令第 9 号

庁 中 一 般
所管機関一般

許認可等事務の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 6 月 28 日

神奈川県教育委員会
教育長 花 田 忠 雄

許認可等事務の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程

許認可等事務の標準処理期間に関する規程（平成 6 年神奈川県教育委員会教育長訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表教職員企画課の項 1 中「第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項」を「第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項」に、「第16条の 2 第 1 項及び第 2 項（第16条の 3 第 3 項、第16条の 4 第 4 項及び第17条第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第16条第 1 項」に、「第17条第 1 項」を「第17条」に改め、同項中 2 及び 3 を削り、 4 を 2 とし、 5 を 3 とし、 6 から 8 までを削り、 9 を 4 とし、 10 を 5 とする。

附 則

この訓令は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

公 告

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

土地収用法第45条の 2 の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定しました。

令和 4 年 6 月 28 日

神奈川県収用委員会
会長 原 田 一 明

1 起業者の名称及び住所

横浜市
横浜市中区本町六丁目50番地の10

2 事業の種類

- (1) 横浜国際港都建設道路事業 3・2・1 号横浜藤沢線（田谷小雀地区）
- (2) 同 3・4・3 号環状 4 号線（関連外郭部）

令和 4 年 6 月 28 日

神奈川県厚木土木事務所長 竹 内 淳

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市大谷南 4 -3, 137 の 2
開発区域の面積	243.16 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市本郷 67 の 3
開発許可を受けた者の氏名	鴨志田 正
開発許可年月日及び許可番号	令和 4 年 3 月 14 日 神奈川県指令厚土東第 610083 号

2

開発区域に含まれる地域の名称	愛甲郡愛川町半原字原 2, 332 の 1 ほか 4 筆及び 2, 332 の 3 ほか 1 筆の各一部
開発区域の面積	960.24 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	愛甲郡愛川町半原 2, 402 の 2
開発許可を受けた者の氏名	有限会社エヌケイハウジング 代表取締役 中野 能孝
開発許可年月日及び許可番号	令和 4 年 1 月 12 日 神奈川県指令厚土第 610011 号

3

開発区域に含まれる地域の名称	愛甲郡愛川町中津字稲荷木 771 の 1 ほか 9 筆
開発区域の面積	903.67 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	愛甲郡愛川町中津 7, 491 の 2
開発許可を受けた者の氏名	株式会社アイコーホーム 代表取締役 鳥羽 悟
開発許可年月日及び許可番号	令和 3 年 11 月 29 日 神奈川県指令厚土第 610009 号

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
別表のとおり
- 4 土地所有者の氏名及び住所
別表のとおり
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
別表のとおり
- 6 裁決手続の開始を決定した日
令和 4 年 6 月16日

別表

裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 土 地							土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人		
所 在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		取 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (㎡)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 種 類
		登 記 簿	現 況	登 記 簿	実 測						
横 浜 市 戸 塚 区 小 雀 町 字 大 面	289 番 2	田	雑 種 地	47	47.94	47.94	岩 澤 武 夫	横 浜 市 戸 塚 区 小 雀 町 270 番 地	被 相 続 人 黒 澤 福 男 の 法 定 相 続 人		土 地 賃 借 権
									黒 澤 て る 子	鎌 倉 市 関 谷 600 番 地 15	
									奥 原 千 鶴	愛 知 県 安 城 市 横 山 町 毛 賀 知 48 番 地 1 エ ル, ア ー ル B-101	
									黒 澤 君 江	鎌 倉 市 植 木 752 番 地 2 ヴ ィ ラ サ チ 101	
									黒 澤 美 光	鎌 倉 市 関 谷 600 番 地 15	
									黒 澤 裕 治	鎌 倉 市 関 谷 600 番 地 15	